

○神奈川県県営住宅条例

平成 9 年10月17日条例第36号

改正

平成11年12月24日条例第49号
平成12年 3 月28日条例第37号
平成12年 6 月20日条例第52号
平成12年 8 月25日条例第61号
平成12年11月28日条例第73号
平成17年 1 月21日条例第 5 号
平成17年 3 月29日条例第58号
平成18年 3 月31日条例第29号
平成19年10月19日条例第55号
平成20年 7 月22日条例第32号
平成20年 7 月22日条例第40号
平成22年 3 月30日条例第36号
平成23年11月11日条例第47号
平成24年 3 月30日条例第32号
平成25年 1 月11日条例第39号
平成25年 6 月 4 日条例第82号
平成25年10月22日条例第101号
平成26年 7 月15日条例第48号
平成27年10月20日条例第76号
平成28年 3 月29日条例第32号
平成30年 3 月30日条例第40号
令和元年12月24日条例第58号
令和 2 年 7 月17日条例第64号
令和 5 年 3 月20日条例第24号
令和 7 年 3 月28日条例第39号

神奈川県県営住宅条例をここに公布する。

神奈川県県営住宅条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第1章の2 公営住宅等の整備基準

第1節 総則（第3条の2～第3条の5）

第2節 敷地の基準（第3条の6・第3条の7）

第3節 公営住宅等の基準（第3条の8～第3条の17）

第2章 県営住宅の管理

第1節 入居（第4条～第16条）

第2節 家賃、敷金等（第17条～第23条）

第3節 保管（第24条～第31条）

第4節 収入超過者及び高額所得者（第32条～第39条）

第5節 建替え（第40条～第44条）

第6節 監理（第45条～第48条）

第3章 住宅法第45条第1項の規定に基づく社会福祉事業等への活用（第49条～第55条）

第4章 住宅法第45条第2項の規定に基づく公営住宅の活用（第56条・第57条）

第5章 駐車場等の管理（第58条～第65条の3）

第6章 指定管理者（第66条～第71条）

第7章 雜則（第72条～第74条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、県民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、改良住宅以外のものをいう。
- (2) 改良住宅 住宅地区改良法（以下「改良法」という。）第17条の規定により県が建設する住宅及びその附帯施設をいう。
- (3) 県営住宅 公営住宅及び改良住宅をいう。
- (4) 共同施設 公営住宅法（以下「住宅法」という。）第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (5) 地区施設 改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。
- (6) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「住宅令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (7) 公営住宅建替事業 県が施行する住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

（設置等）

第3条 住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供するため、公営住宅を設置する。

- 2 不良住宅（改良法第2条第4項に規定する不良住宅をいう。）が密集する地区的居住環境の整備を図るため、改良住宅を設置する。

3 公営住宅及び改良住宅の名称、位置その他必要な事項は、知事が別に定める。

第1章の2 公営住宅等の整備基準

第1節 総則

(整備基準)

第3条の2 住宅法第5条第1項及び第2項の条例で定める公営住宅及び共同施設（以下この章において「公営住宅等」という。）の整備基準については、この章に定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 公営住宅等は、安全、衛生、周辺の環境との調和等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

第2節 敷地の基準

(位置の選定)

第3条の6 公営住宅等の敷地（以下この章において「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全上必要な措置等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

第3節 公営住宅等の基準

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、買取り又は借上げに係る公営住宅について

は、この限りでない。

- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、これらの部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、買取り又は借上げに係る公営住宅については、この限りでない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、これらの部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、買取り又は借上げに係る公営住宅については、この限りでない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。ただし、買取り又は借上げに係る公営住宅については、この限りでない。

（住戸の基準）

第3条の10 公営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に台所又は浴室を設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。ただし、買取り又は借上げに係る公営住宅については、この限りでない。

（住戸内の各部）

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。ただし、買取り又は借上げに係る公営住宅については、この限りでない。

（共用部分）

第3条の12 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、買取り又は借上げに係る公営住宅については、この限りでない。

（附帯施設）

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場その他の附帯施設を設けるものとする。

- 2 前項の附帯施設を設けるに当たっては、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

（児童遊園）

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じ、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じ、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じ、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路を設けるものとする。

第2章 県営住宅の管理

第1節 入居

(入居者の公募)

第4条 公営住宅の入居者の募集は、次条各号に掲げる場合を除くほか、公募により行う。

2 前項の公募は、公営住宅の位置、戸数、規格、入居者の資格、家賃の決定方法、申込方法、公募期日、受付場所、選考方法の概要、入居時期その他必要な事項をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該公募について、広報活動を通じて県民に周知して行う。

(公募の例外)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる理由に係る者については、公募を行わないで公営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上

の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者資格)

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならぬ。

(1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円

(ア) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

b 精神障害（知的障害を除く。cにおいて同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(エ) 引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円

ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養している場合 知事が別に定める金額

エ 公営住宅が住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(2) 住宅令第7条各号のいずれかに該当する者であること。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事

情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。) があること。

- (4) 個人の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)を滞納していない者であること。
 - (5) 県営住宅の家賃を滞納していない者であること。
 - (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前項第3号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
- (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
 - ア 身体障害 前項第1号ア(ア)aに規定する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。ウにおいて同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は次に掲げるいずれかの支援給付を受けている者
 - ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付
 - ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付
 - (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で規則で定めるもの
 - (5) 前項第1号ア(イ)から(オ)までのいずれかに該当する者
 - (6) その他知事が別に定める条件を具備する者
- 3 改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、現に住宅に困窮していると認められるもののうち、第1項第4号から第6号までのいずれにも該当する者でなければならぬ。

(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業(改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業をいう。)の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良地区(改良法第2条第3項に規定する改良地区をいう。以下同じ。)の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、改良法第18条第1号ロの規定により知事が承認した者に限る。

ウ 改良地区的指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区的指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は県営住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は前条第1項各号のいずれにも該当する者とみなす。

2 前条第1項第1号エに規定する公営住宅に入居することができる者は、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、同項の規定にかかわらず、同号から同項第3号まで及び同項第6号(同条第2項本文に規定する者にあっては、同条第1項第1号、第2号及び第6号)のいずれにも該当するほか、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第18条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害が発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第2号及び第6号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。

4 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者については、前条第1項第2号及び第6号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。

5 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域その他知事が定める地域(以下「支援対象地域等」という。)に存する住宅に、平成23年3月11において居住していた者(以下「支援対象避難者」という。)については、支援対象地域等内に存する住宅を所有している者(支援対象地域等及び福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示区域以外の地域に住宅を所有する者を除く。)を前条第1項第2号に該当する者とみなす。

(入居の申込み及び決定)

第8条 公営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による入居の申込みをした者のうちから公営住宅の入居者を決定し、その旨を入居者として決定した者に対し通知する。
- 4 知事は、公営住宅の入居者として決定した者（前条第5項の規定に該当する者に限る。）に対し、当該入居者が平成23年3月11日において居住していた地域が支援対象地域等に該当しなくなった場合には、当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。
- 5 知事は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定した場合は、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。
- 6 改良住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。
- 7 知事は、前項の規定による入居の申込みをした者を改良住宅の入居者として決定し、その旨を入居者として決定した者に対し通知する。

（子育てに適する公営住宅の特例）

第8条の2 知事は、公営住宅でその周辺地域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設の立地状況その他の事情を勘案し、その一部を子育てに適するものとして指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された公営住宅（以下「子育てに適する公営住宅」という。）に入居することができる者は、第6条第1項各号のいずれにも該当するほか、前条第1項の規定による入居の申込みをする際に現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。
- 3 知事は、前条第3項の規定により子育てに適する公営住宅の入居者を決定するときは、入居の条件として当該子育てに適する公営住宅に入居することができる期間（以下「有効期間」という。）を指定するものとする。この場合において、知事は、当該子育てに適する公営住宅の入居者として決定した者に対して、当該有効期間の満了時に当該子育てに適する公営住宅を明け渡さなければならない旨を説明しなければならない。
- 4 前項の有効期間は、10年を超えない範囲内で規則で定める。
- 5 知事は、現に入居している子育てに適する公営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情があると認めるときは、当該子育てに適する公営住宅に入居している者の申請により、その事情が存続する間、5年を超えない範囲内において規則で定める期間ごとに有効期間を延長することができる。

6 前項の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより、延長の申請をしなければならない。

7 第3項後段の規定は、第5項の規定により有効期間を延長する場合に準用する。

(定期借家対象公営住宅の特例)

第8条の3 知事は、公営住宅の存する区域及びその周辺地域の状況その他の事情を勘案し、公営住宅の一部を、10年を超えない範囲内において規則で定める期間に限り、次項各号に掲げる者を入居させるものとして指定することができる。

2 前項の規定により指定された公営住宅（以下「定期借家対象公営住宅」という。）に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、第6条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までのいずれにも該当する者でなければならない。

（1） 第8条第1項の規定による入居の申込みをした日において規則で定める年齢に達していないことその他知事が別に定める条件を具備する者で、特に居住の安定を図る必要があると認められるもの

（2） 一時的に住宅に困窮している者のうち県の住宅政策上特に必要がある者として規則で定めるもの

3 定期借家対象公営住宅の入居者の決定に係る基準その他必要な事項は、知事が別に定める。

4 知事は、第2項第2号に該当する者については、第4条第1項の規定にかかわらず、公募を行わないで定期借家対象公営住宅に入居させることができる。

5 第2項第2号に該当する者に係る定期借家対象公営住宅の毎月の家賃は、第17条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃の範囲内において知事が別に定める額とする。

6 知事は、第8条第3項の規定により定期借家対象公営住宅の入居者を決定するときは、入居の条件として当該定期借家対象公営住宅に入居することができる期間（以下この条において「定期借家期間」という。）を指定するものとする。

7 定期借家期間は、これを延長しない。

8 知事は、定期借家対象公営住宅の入居者として決定した者に対して、規則で定めるところにより、定期借家期間の満了時に当該定期借家対象公営住宅を明け渡さなければならない旨を説明しなければならない。

9 前項の説明を受けた者は、第13条に定める入居の手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

10 知事は、定期借家対象公営住宅の入居者（定期借家期間が1年以上の者に限る。）に対し、定期借家期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、定期借家期間の満了時に当該定期借家対象公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

11 定期借家対象公営住宅の入居者は、定期借家期間の満了時に、当該定期借家対象公営住宅を明け渡さなければならない。

(入居者の決定の方法)

第9条 知事は、公営住宅に入居の申込みをした者の数が、入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合は、公開による抽選によって入居者を決定する。ただし、特別な仕様に係る公営住宅については、規則で定めるところにより、入居者を決定することができる。

2 知事は、次に掲げる者については、前項の規定による公営住宅（子育てに適する公営住宅及び定期借家対象公営住宅を除く。）の公開による抽選に当たり、優先的な措置を講ずることができる。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者及び規則で定めるこれに準ずる者で、20歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者
- (2) 引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (3) 特別低額所得者（収入が特に低額である者でその収入の額が規則で定める額以下であるものをいう。）
- (4) 60歳以上の者（同居の親族に60歳以上の者がいる者を含む。）
- (5) 18歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者
- (6) 心身障害者で規則で定める者（同居の親族に当該心身障害者がいる者を含む。）
- (7) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。）のみと同居し、かつ、40歳未満である者（配偶者が40歳未満である者を含む。）
- (8) その他特別の事情があると認められる者で規則で定めるもの

（入居補欠者）

第10条 知事は、新設の公営住宅の入居者を決定する場合において、前条第1項の規定により入居を決定された者（以下「公営住宅入居決定者」という。）のほかに順位を定めて入居補欠者を決定することができる。

2 知事は、公営住宅入居決定者が公営住宅に入居しない場合は、前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い、入居者を決定しなければならない。

（入居登録者）

第11条 知事は、既設の公営住宅の入居者を決定する場合において、公営住宅入居決定者のほかに順位を定めて入居登録者を決定することができる。

2 知事は、公営住宅入居決定者が公営住宅に入居しない場合又はその公募に係る公営住宅に新たに入居させることができることとなった場合は、前項の入居登録者のうちから、その順位に従い、入居者を決定しなければならない。

3 入居登録者の登録有効期間は、公募の都度、知事が定める。

（改良住宅の入居の特例）

第12条 第4条、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条、第8条第1項から第3項まで、第9条並びに前条の規定は、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合に改良住宅を公営住宅とみなして準用する。この場合において、第6条第1項第1号ア及びイ中「21万4,000円」とあるのは「13万9,000円」と、同号中

「 エ 公営住宅が住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円 」
とあるのは

「 エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円 」
と読み替えるものとする。

(入居の手続)

第13条 公営住宅の入居者として決定した者又は改良住宅の入居者として決定した者(以下「県営住宅入居決定者」という。)は、知事が定める期間内に次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 請書を提出すること。
 - (2) 第22条第1項の規定による敷金を納付すること。
- 2 県営住宅入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項の期間内にできない場合は、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に同項各号に規定する手続をしなければならない。
- 3 知事は、県営住宅入居決定者が第1項又は第2項に規定する手続をした場合は、当該入居決定者に対して、速やかに入居日を指定しなければならない。
- 4 知事は、県営住宅入居決定者が第1項又は第2項の期間内に第1項各号に規定する手続をしない場合又は前項の規定により指定された入居日(以下「入居指定日」という。)後15日以内に入居しない場合は、入居の決定を取り消すことができる。

第14条 削除

(同居の承認)

第15条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとする場合は、知事の承認を得なければならない。

- 2 知事は、次に掲げる場合は、前項の承認をしてはならない。
- (1) 公営住宅の入居者にあっては、当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第1号に規定する金額を超えるとき。
 - (2) 改良住宅の入居者にあっては、当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第12条の規定により読み替えて準用する第6条第1項第1号に規定する金額を超えるとき。
 - (3) 当該入居者が次条第1項、第26条第1項、第27条から第30条まで及び第31条第1項の規定に違反したとき。
 - (4) 当該入居者が第48条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当したとき。

(5) 当該入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。

3 知事は、県営住宅の入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の親族を同居させることが必要であると認める場合は、前項（第5号に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、第1項の承認をすることができる。

(入居の承継)

第16条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者であった者と同居していた親族が引き続き当該県営住宅に居住を希望するときは、当該親族は、当該県営住宅の入居を承継することにつき、当該死亡又は退去の日から30日以内に知事に申請し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項に規定する申請をしようとする者が病気にかかっていることその他特別な事情があると認める場合は、同項に規定する期限を知事が別に定める期間以内に限り延長することができる。

3 第13条第1項（第2号を除く。）及び第2項の規定は、第1項の承認を得た者について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅の入居者として決定した者又は改良住宅の入居者として決定した者」とあるのは「第16条第1項の承認を得た者」と、同条第2項中「入居の手続」とあるのは「入居を承継する手続」と、「同項各号」とあるのは「同項第1号」と読み替えるものとする。

4 知事は、第1項の承認を得た者が前項の規定により準用する第13条第1項又は第2項の期間内に前項の規定により準用する同条第1項に規定する手続をしない場合は、第1項の承認を取り消すことができる。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認を得ようとする者が県営住宅の入居者であった者と同居していた期間が1年に満たないとき（当該承認を得ようとする者が当該入居者であった者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除く。）。

(2) 当該承認を得ようとする者に係る当該承認の後における収入が住宅令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。

(3) 当該県営住宅の入居者であった者が前条第1項、第26条第1項、第27条から第30条まで及び第31条第1項の規定に違反したとき。

(4) 当該県営住宅の入居者であった者が第48条第1項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当したとき。

6 知事は、第1項の承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情により入居の承認をすること必要であると認める場合は、前項（第4号（第48条第1項第6号に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、第1項の承認をすることができる。

第2節 家賃、敷金等

(公営住宅の家賃の決定)

第17条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第19条第2項の規定により認定された収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第32条及び第35条において同じ。）に

に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で住宅令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第46条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該住宅の入居者がその請求に応じないときは、第19条第2項ただし書の規定により収入の額が認定された場合を除き、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 住宅令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、規則で定める。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、住宅令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(改良住宅の家賃の決定)

第18条 改良住宅の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧住宅法」という。）第12条第1項に規定する月割額を限度とし、前条の規定を準用して知事が定める。

(収入の申告等)

第19条 県営住宅の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を県営住宅の入居者に通知する。ただし、県営住宅の入居者が公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当するため、前項の規定による収入の申告をすること及び第46条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、知事は、同条の規定により把握した当該入居者の収入に基づき収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知することができる。
- 3 県営住宅の入居者は、前項の規定による認定について、知事に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事はその内容を審査し、理由があると認めるときは、当該認定を更正する。
- 4 県営住宅の入居者は、県営住宅の入居者又は同居者の退職、失職、再就職等により著しく収入が変動した場合は、知事に対し、規則で定めるところにより、前2項の規定による認定の変更を求めることができる。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第20条 知事は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、県営住宅の家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 県営住宅の入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 県営住宅の入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 県営住宅の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他知事が定める特別な事情があるとき。

(家賃の納付)

第21条 知事は、県営住宅の入居者から、入居指定日から県営住宅を明け渡した日（第36条第1項又は第40条第1項の規定による明渡しの請求があった場合はその明渡しの期限として指定した日又は明

け渡した日のいずれか早い日、第48条第1項の規定による明渡しの請求があった場合はその明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 県営住宅の入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関が同法第37条の2の規定により県営住宅の入居者に代わって家賃を支払う場合において、当該入居者に係るその月分の家賃の納付につき知事が必要と認めるときは、当該納付の期限は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める日とする。
- 4 県営住宅の入居者が新たに県営住宅に入居した場合又は県営住宅を明け渡した場合において、その月における入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。
- 5 知事は、県営住宅の入居者が第47条に規定する手続を経ないで県営住宅を退去した場合は、第1項の規定にかかわらず、明渡し日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第22条 知事は、県営住宅の入居者から入居時における2月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

- 2 知事は、県営住宅の入居者が第20条各号のいずれかに該当する場合においては、規則で定めるところにより、前項に規定する敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、県営住宅の入居者が住宅を明け渡した後、本人の請求により還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他当該県営住宅に係る債務がある場合は、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利息を付さない。

(敷金の運用等)

第23条 知事は、敷金を国債又は地方債の取得、銀行への預金その他安全確実な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設又は地区施設の整備に要する費用に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用する。

第3節 保管

(修繕費用の負担)

第24条 県営住宅、共同施設及び地区施設の修繕に要する費用は、次条第1号及び第2号に規定するものを除き、県の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用の負担に関しては、規則で定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、県営住宅の入居者の責に帰すべき事由によって修繕の必要が生じた場合は、当該入居者は、知事が命ずるところにより、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第25条 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。

- (1) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕に要する費用
- (2) 給水栓、点滅器等附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (3) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (4) 汚物及びじんかいの処理並びに浄化槽の清掃に要する費用
- (5) 共同施設、地区施設、昇降機、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用
(施設維持管理料)

第25条の2 知事は、前条第5号に掲げる費用の全部又は一部について、特に県が徴収する必要があると認めるときは、当該費用及び徴収に係る経費を勘案して規則で定めるところにより算定した額の施設維持管理料を入居者から徴収することができる。

2 知事は、天災その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、施設維持管理料を減免することができる。

(入居者の保管義務)

第26条 県営住宅の入居者は、県営住宅、共同施設及び地区施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 県営住宅の入居者は、自己の責に帰すべき事由によって県営住宅、共同施設又は地区施設を滅失し、又はき損した場合は、これを原状に復し、又はこれに要する費用と同等の額を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止等)

第27条 県営住宅の入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

2 県営住宅の入居者は、当該県営住宅の敷地内に保安上危険な物又は衛生上有害な物を持ち込んではならない。

3 県営住宅の入居者は、著しく他人の平穏を害し、又は他人に不快の念を与えるおそれがある場合は、当該県営住宅の敷地内に動物を持ち込んではならない。

(不使用の届出)

第28条 県営住宅の入居者は、県営住宅を引き続き15日以上使用しない場合は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(転貸等の禁止)

第29条 県営住宅の入居者は、県営住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の禁止)

第30条 県営住宅の入居者は、県営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、知事の承認を得た場合は、当該県営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え及び増築の禁止)

第31条 県営住宅の入居者は、県営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又

は撤去が容易である場合で知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の承認を得ずに入居する場合は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行い、知事の指定した者の検査を受けなければならない。

第4節 収入超過者及び高額所得者

(収入超過者の認定)

第32条 知事は、毎年度、第19条第2項の規定により認定した公営住宅の入居者の収入の額が第6条第1項第1号に規定する金額を超える場合、当該入居者が公営住宅に入居指定日から引き続き3年以上入居している場合は、当該入居者を収入が超過している者として認定し、その旨を通知する。

- 2 知事は、毎年度、第19条第2項の規定により認定した改良住宅の入居者の収入の額が第12条の規定により読み替えて準用する第6条第1項第1号に規定する金額を超える場合、当該入居者が改良住宅に入居指定日から引き続き3年以上入居している場合は、当該入居者を収入が超過している者として認定し、その旨を通知する。

- 3 第1項又は前項の規定により収入が超過している者として認定された者は、第1項又は前項の規定による認定について、知事に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、その内容を審査し、理由があると認めるとときは、当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第33条 前条第1項又は第2項の規定により収入が超過している者として認定された者は、県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第34条 第32条第1項の規定により収入が超過している者として認定された公営住宅の入居者は、第17条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者がその期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力を生じる日から当該明渡し日までの間）、毎月、当該収入が超過している者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で住宅令第8条第2項に規定する方法により知事が算出した額を、家賃として支払わなければならない。

- 2 第32条第2項の規定により収入が超過している者として認定された改良住宅の入居者は、第18条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者がその期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡し日までの間）、毎月、当該収入が超過している者の収入を勘案し、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の住宅令第6条の2第2項の規定（以下この項において「改良令によりその例によることとされる旧規定」という。）による額を限度として住宅令第8条第2項に規定する方法により知事が算出した額を、家賃として支払わなければならない。この場合において、改良令によりその例によることとされる旧規定の条例で定める金額は、第12条の規定により読み替えて準用する第6条第1項第1号に規定する金額とする。

(高額所得者の認定)

第35条 知事は、入居指定日から引き続き5年以上公営住宅に入居している者の第19条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き住宅令第9条に規定する金額を超える場合にあっては、当該入居者を高額の所得のある者として認定し、その旨を通知する。

2 前項の規定により高額の所得のある者として認定された者（以下「高額所得者」という。）は、同項の規定による認定について、知事に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、その内容を審査し、理由があると認めるとときは、当該認定を更正する。

（高額所得者に対する明渡し請求）

第36条 知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以降の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限までに当該公営住宅を明け渡さなければならぬ。

（明渡し期限の延長等）

第37条 知事は、前条第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する事がある場合においては、その者の申出により、同項の期限を延長することができる。

- (1) 公営住宅の入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 公営住宅の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 公営住宅の入居者の収入が著しく減少したとき又は近い将来において収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

2 知事は、前条第1項の規定による請求を受けた者が前項の規定に該当する場合において特に必要があると認めるときは、その者に対する前条第1項の明渡しの請求を取り消すことができる。

（高額所得者に対する家賃等）

第38条 高額所得者は、第17条第1項及び第34条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該高額所得者がその期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 第36条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合は、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の金銭を徴収する。

3 第20条の規定は、前項の金銭について準用する。

（住宅のあっせん等）

第39条 知事は、第32条第1項若しくは第2項の規定により収入が超過している者として認定された者又は高額所得者から申出があった場合その他必要があると認めた場合は、これらの者に対して、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、これらの者が公営住宅以外の

公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

第5節 建替え

(公営住宅建替事業による明渡し請求等)

第40条 知事は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除去するため必要があると認める場合は、住宅法第37条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者（当該公営住宅の用途廃止について同条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者に限る。）に対し、期限を定めて、その明渡しを請求する。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日とする。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限までに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

(仮住居の提供)

第41条 知事は、前条第1項の規定による請求に係る公営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する者のほか、必要があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、仮住居を提供することができる。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第42条 知事は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者（当該公営住宅建替事業に係る公営住宅の用途廃止について、住宅法第37条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者で当該公営住宅建替事業の施行に伴い当該公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）で知事の定める期間内に当該公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第6条第1項の規定は、適用しない。

- 2 知事は、前項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が公営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該公営住宅に入居すべき旨を通知する。
- 3 知事は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができる期間内に当該公営住宅に入居しなかった者については、第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅に入居させないことができる。

(移転料の支払)

第43条 知事は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が当該公営住宅建替事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

2 知事は、住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止（公営住宅建替事業に係るものと除く。）による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者が住居を移転した場合においては、その者に対して、通常必要な移転料を支払うことができる。

3 前項の規定は、改良住宅の用途の廃止による改良住宅の除却に伴い当該改良住宅の入居者が住居を移転した場合について準用する。

（建替え等に係る家賃の特例）

第44条 知事は、第42条第1項の申出により公営住宅の除却前の最終の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第17条第1項、第34条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額する。

2 前項の規定は、住宅法第44条第3項（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の除却前の最終の入居者を他の公営住宅に入居させる場合について準用する。

3 第1項の規定は、改良住宅の用途の廃止による当該改良住宅の除却に伴い当該改良住宅の除却前の最終の入居者を公営住宅に入居させる場合について準用する。

第6節 監理

（期間通算）

第45条 知事が第7条第1項の規定による入居の申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における第4節の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が第42条第1項の規定による入居の申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第4節の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

3 知事が第5条第7号又は第8号に該当する者を公募を行わず他の公営住宅に入居させた場合における第4節の規定の適用については、その者が当該公営住宅に入居する前に公営住宅に入居していた期間は、その者が公募によらず入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

（収入状況の報告の請求等）

第46条 知事は、第17条第1項、第18条、第34条若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第20条（第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第22条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第42条の規定による公営住宅への入居の措置に關し必要があると認める場合は、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その

取引先その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(住宅の明渡し及び検査)

第47条 県営住宅の入居者は、県営住宅を明け渡そうとする場合は、明渡しの日を明示して、その15日前までに知事に届け出なければならない。ただし、第5条第7号又は第8号（第12条において準用する場合を含む。）の規定により他の公営住宅に移転する場合は、この限りでない。

2 県営住宅の入居者は、県営住宅の明渡しに伴い、知事の指定した者の検査を受けなければならぬ。

3 県営住宅の入居者は、第31条第1項の規定により知事の承認を得て県営住宅を模様替えし、又は増築した場合は、当該県営住宅を明け渡す時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行い、前項の検査を受けなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第48条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅の入居者に対し、期日を指定して県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 県営住宅の入居者が不正の行為によって入居したとき。

(2) 県営住宅の入居者が家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 県営住宅の入居者が当該県営住宅、共同施設又は地区施設を故意にき損したとき。

(4) 県営住宅の入居者が正当な事由によらないで1月以上当該県営住宅を使用しないとき。

(5) 県営住宅の入居者が第15条第1項、第16条第1項、第26条第1項、第27条から第30条まで及び第31条第1項の規定に違反したとき。

(6) 県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員であるとき。

(7) 県営住宅の入居者（入居時において、支援対象避難者であり、かつ、支援対象地域等内に住宅を所有していた者に限る。）が平成23年3月11日において居住していた地域が支援対象地域等に該当しなくなった場合であって、現に当該入居者が当該住宅を所有するとき。

(8) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(9) 第8条の2第3項の規定により指定された有効期間（同条第5項の規定により延長されたときは、延長された有効期間）が満了するとき。

2 前項の規定により請求を受けた入居者は、同項の期日までに県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、公営住宅の入居者が第1項第1号に該当することにより同項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者から、入居指定日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 知事は、公営住宅の入居者が第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請

求を行った場合は、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 知事は、第1項第8号及び第9号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

第3章 住宅法第45条第1項の規定に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第49条 知事は、公営住宅を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第1条に規定する事業を運営する社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

2 知事は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

第50条 社会福祉法人等は、公営住宅の使用の許可を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、公営住宅の使用目的、使用期間その他当該公営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、社会福祉法人等に対し、公営住宅の使用を許可する場合は、その旨を通知するとともに、当該公営住宅の使用を開始する日を指定しなければならない。

(使用料)

第51条 社会福祉法人等は、規則で定めるところにより、第49条第1項の規定により使用を許可された公営住宅に現に居住する者の収入の合計額を、第19条第2項の規定により認定された収入の額とみなして、第17条第1項の規定の例に準じて算出した額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項に規定する額を超えてはならない。

(保証金)

第52条 社会福祉法人等は、規則で定めるところにより、前条第1項の使用料を勘案して知事が定める額の保証金を支払わなければならない。

2 第22条及び第23条の規定は、前項の保証金について準用する。

(報告の請求)

第53条 知事は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認める場合は、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第54条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第50条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が第49条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 住宅法第45条第2項の規定に基づく公営住宅の活用

(家賃)

第56条 住宅法第45条第2項の規定により使用に供する場合の公営住宅の毎月の家賃は、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める。

(委任)

第57条 前条に規定するもののほか、住宅法第45条第2項の規定による公営住宅の使用については、規則で定める。

第5章 駐車場等の管理

(使用者の資格)

第58条 駐車場を使用する者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 県営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 県営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 高額所得者又はその同居者でないこと。
- (5) 第48条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、駐車場の使用の現況に照らして同項各号のいずれにも該当する者が必要とする駐車場の区画数（以下この章において「必要区画数」という。）がその県営住宅における駐車場のすべての区画数に満たないことが見込まれる場合に限り、同項第3号から第5号までのいずれにも該当する県営住宅の入居者又は同居者の日常生活を援助する者であって次の各号のいずれにも該当するものに、駐車場を使用させることができる。

- (1) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (2) 暴力団員でないこと。
- (3) 県営住宅における秩序を乱し、又は生活の平穏を害するおそれがないこと。

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、必要区画数及び前項に規定する者が必要とする駐車場の区画数の合計がその県営住宅における駐車場のすべての区画数に満たないことが見込まれる場合に限り、当該県営住宅の近隣に居住する者であって同項各号のいずれにも該当するものに、駐車場を使用させることができる。

(使用の申込み及び決定)

第59条 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用者を決定し、その旨を駐車場の使用者として決定した者（以下「駐車場使用者」という。）に対し、通知する。

(使用の手続)

第60条 駐車場使用者は、前条第2項の規定による通知を受けた日から15日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 知事が別に定める書類を提出すること。

(2) 第63条の規定による保証金を納付すること。

2 駐車場使用者は、やむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができない場合は、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に同項各号に規定する手続をしなければならない。

3 知事は、駐車場使用者が第1項又は前項に規定する手続をした場合は、当該駐車場使用者に対して、速やかに使用開始日を指定しなければならない。

4 知事は、駐車場使用者が第1項又は第2項に規定する期間内に、第1項各号に規定する手続をしない場合又は前項の規定により指定された使用開始日（以下「使用開始指定日」という。）後15日以内に使用しない場合は、使用の決定を取り消すことができる。

(使用料)

第61条 駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料との均衡を勘案して知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるとときは、規則で定めるところにより、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の納付)

第62条 知事は、駐車場使用者から、使用開始指定日から駐車場を明け渡した日までの間、駐車場使用料を徴収する。

2 駐車場使用者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。

3 駐車場使用者が新たに駐車場を使用した場合又は明け渡した場合においてその月における使用期間が1月に満たない場合は、その月の駐車場使用料は、日割計算による。

4 知事は、駐車場使用者が第65条に規定する手続を経ないで使用をとりやめた場合は、第1項の規定にかかわらず、明渡し日を認定し、その日までの駐車場使用料を徴収する。

(保証金)

第63条 知事は、駐車場使用者から2月分の使用料に相当する金額の保証金を徴収する。

2 第22条第2項から第4項まで及び第23条の規定は、前項に規定する保証金について準用する。

(使用決定の取消し)

第64条 知事は、駐車場使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用の決定を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用の決定を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯設備を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで1月以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第58条に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) その他県営住宅、共同施設又は地区施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により請求を受けた駐車場使用者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

(駐車場の明渡し)

第65条 駐車場使用者は、駐車場を明け渡そうとする場合は、明渡しの日を明示して、その15日前までに知事に届け出なければならない。

(駐車場の使用許可)

第65条の2 知事は、必要区画数及び第58条第2項に規定する者が必要とする駐車場の区画数の合計がその県営住宅における駐車場のすべての区画数に満たないことが見込まれ、かつ、駐車場の管理上支障がない場合であって、県営住宅の周辺地域における生活環境の向上又は県営住宅への来訪者その他の者の利便の向上に資すると認められるときに限り、次の各号のいずれにも該当する者に対し、駐車場の一部を使用させることができる。

- (1) 使用料を支払うことができること。
- (2) 暴力団員でないこと。
- (3) 県営住宅における秩序を乱し、又は生活の平穏を害するおそれがないこと。

2 前項の規定による使用を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

4 知事は、第2項の許可を受けた者から、近傍同種の駐車場に係る土地の賃借料との均衡を勘案して別に定める額の使用料を徴収する。

5 第61条第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

6 知事は、第2項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用料を滞納したとき。
- (3) 第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) その他県営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。

7 前項の規定により請求を受けた第2項の規定による許可を受けた者は、速やかに原状に回復した

上で駐車場を明け渡さなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による駐車場の一部の使用の手続その他の事項については、規則で定める。

(広場、緑地等の使用許可)

第65条の3 知事は、公営住宅及び共同施設の管理上支障がない場合であつて、共同施設（広場、緑地その他規則で定める共同施設に限る。第6項第4号を除き、以下この条において同じ。）を特定の者に活用させることができが、公営住宅の入居者若しくは同居者の健康の増進、余暇活動の充実その他の生活の質の向上又は公営住宅の入居者若しくは同居者相互若しくはこれらの者と公営住宅の近隣に居住する者との交流の促進（第1号において「生活の質の向上等」と総称する。）に資すると認められるときに限り、次の各号のいずれにも該当する者に対し、共同施設の一部を使用させることができる。

- (1) 生活の質の向上等に資する事業を行う公営住宅の入居者若しくは同居者、公共的団体若しくは民間の団体又は地方公共団体であること。
- (2) 使用料を支払うことができること。
- (3) 暴力団員でないこと。
- (4) 公営住宅における秩序を乱し、又は生活の平穏を害するおそれがないこと。

2 前項の規定による使用を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

4 知事は、第2項の許可を受けた者から、近傍同種の施設に係る土地の賃借料との均衡その他の事情を勘案して別に定める額の使用料を徴収する。

5 第61条第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

6 知事は、第2項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を取り消すことができる。

- (1) 不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用料を滞納したとき。
- (3) 第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) その他公営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。

7 前項の規定により許可を取り消された者は、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する共同施設の使用の手続その他の事項については、規則で定める。

第6章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第66条 県営住宅、共同施設及び地区施設（以下「県営住宅等」という。）の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 県営住宅等の維持管理に関する業務
- (2) 県営住宅等の利用の促進に関する業務
- (3) その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務

（指定管理者の指定の申請）

第67条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

（指定管理者の指定の基準）

第68条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により県営住宅等の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第71条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

（指定管理者の指定の告示）

第69条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようす

る日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第70条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 県営住宅等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第71条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第68条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第68条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

第7章 雜則

(立入検査)

第72条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認める場合は、知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をすることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入る場合は、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。ただし、入居者等の生命若しくは身体に危険が生じているおそれがある場合、又は火災、漏水等の事故その他の事由により現に使用している県営住宅が滅失し、毀損し、若しくは汚損するおそれがある場合において、緊急に当該県営住宅に立ち入る必要があると認められるときは、当該県営住宅の入居者の承諾を得ないで立ち入ることができる。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(協力依頼)

第73条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し必要があると認めるときは、関係機関に対し、情

報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第74条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(神奈川県県営住宅管理条例の廃止)

2 神奈川県県営住宅管理条例（昭和36年神奈川県条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成10年4月1日前から引き続き県営住宅に入居している者（旧条例第38条第1項の規定により新たに建設される公営住宅への入居を希望する旨を申し出た者で平成10年度から平成12年度までの間に公営住宅に入居するものを含む。）の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る第17条第1項、第18条又は第20条の規定による家賃の額が旧条例第15条第1項、第16条第1項又は第20条第1項の規定による家賃の額を超える場合にあっては第17条第1項、第18条又は第20条の規定による家賃の額から旧条例第15条第1項、第16条第1項又は第20条第1項の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第15条第1項、第16条第1項又は第20条第1項の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る第34条第1項若しくは第2項又は第38条第1項の規定による家賃の額が旧条例第15条第1項、第16条第1項又は第20条第1項の規定による家賃の額に旧条例第23条第1項又は第3項の規定による割増賃料の額を加えて得た額を超える場合にあっては第34条第1項若しくは第2項又は第38条第1項の規定による家賃の額から旧条例第15条第1項、第16条第1項又は第20条第1項の規定による家賃の額及び旧条例第23条第1項又は第3項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第15条第1項、第16条第1項又は第20条第1項の規定による家賃の額及び旧条例第23条第1項又は第3項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

4 旧条例の規定によりなされた請求、手続その他の行為は、この条例中これらに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた請求、手続その他の行為とみなす。

(検討)

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成11年12月24日条例第49号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第37号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(神奈川県県営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 浪費に係る準禁治産宣告及び浪費に係る準禁治産者については、第6条の規定による改正後の神奈川県県営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月20日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年8月25日条例第61号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第58号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第67条の規定により管理の委託をしている県営住宅、共同施設及び地区施設の管理の委託については、平成18年9月1日（同日前に改正後の第68条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第29号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第55号）

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(神奈川県営の厚生住宅に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による廃止前の神奈川県営の厚生住宅に関する条例（以下「旧厚生住宅条例」という。）の規定に基づき神奈川県営の厚生住宅（以下「厚生住宅」という。）に入居している者（以下「厚生住宅の入居者」という。）については、当該厚生住宅を明け渡すまでの間は、旧厚生住宅条例第2条及び第7条から第11条までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 知事は、厚生住宅の入居者が当該厚生住宅の明渡しに伴い、第1条の規定による改正後の神奈川県県営住宅条例（以下「新住宅条例」という。）第2条第1号に規定する公営住宅への入居を希望する旨を申し出たときは、新住宅条例第4条第1項の規定にかかわらず、公募を行わないで公営住宅に入居させることができる。この場合においては、その者は新住宅条例第6条第1項各号のいずれにも該当する者とみなす。
- 4 知事は、厚生住宅の入居者が当該厚生住宅の明渡しに伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、通常必要な移転料を支払うことができる。
- 5 厚生住宅の入居者が、当該厚生住宅の明渡しに伴い公営住宅に入居する場合における家賃については、新住宅条例第44条第1項の規定を準用する。
- （神奈川県営のリロケーション住宅条例の廃止に伴う経過措置）
- 6 この条例の施行の際現に第2条の規定による廃止前の神奈川県営のリロケーション住宅条例（以下「旧リロケーション住宅条例」という。）第5条第1項又は第6条第1項の規定により知事の承認を受けて神奈川県営のリロケーション住宅（以下「リロケーション住宅」という。）に入居している者については、当該リロケーション住宅を明け渡すまでの間は、旧リロケーション住宅条例第3条（アーバンヒルズ浦島の項に係る部分に限る。）、第5条第3項及び第8条から第15条までの規定は、なおその効力を有する。
- 7 知事は、前項に規定するリロケーション住宅の入居者が旧リロケーション住宅条例第5条第2項の規定により指定された入居期間（同条第3項の規定により延長されたときは、延長された入居期間）が満了する前に当該リロケーション住宅を明け渡す場合において、公営住宅への入居を希望する旨を申し出たときは、新住宅条例第4条第1項の規定にかかわらず、公募を行わないで公営住宅に入居させることができる。この場合においては、その者については、新住宅条例第6条第1項の規定は、適用しない。
- 8 この条例の施行の日前に旧リロケーション住宅条例第6条第2項の規定によりリロケーション住宅に入居している者に対し、旧リロケーション住宅条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新住宅条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 9 前項に規定するリロケーション住宅の入居者が旧リロケーション住宅条例の規定により当該リロケーション住宅に入居していた期間は、新住宅条例の規定により公営住宅に入居していた期間とみなして、新住宅条例の規定を適用する。

附 則（平成23年11月11日条例第47号）

この条例は、平成23年11月30日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神奈川県県営住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第2項第1号の規定の適用については、この条例の施行の日前に56歳以上である者（同日において60歳以上である者を除く。）は、同号に該当する者とみなす。

3 平成25年3月31日までの間は、改正前の神奈川県県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項第2号（旧条例第7条及び第8条の2第2項において適用する場合並びに旧条例第12条において準用する場合を含む。）に規定する入居者資格については、新条例第6条第1項、第7条第1項及び第2項、第8条の2第2項並びに第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧条例第6条第1項第2号及び旧条例第12条中

「ア その者が身体障害者である場合その他の住宅令第6条第4項第1号及び第2号

に規定する場合 住宅令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額

ウ 公営住宅が住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 住宅令第6条第5項第2号に規定する金額

エ ア、イ及びウに掲げる場合以外の場合 住宅令第6条第5項第3号に規定する金額

」

とあるのは

「ア その者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の住宅令（以下「旧住宅令」という。）第6条第4項第1号及び第2号に規定する場合 旧住宅令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 旧住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額

ウ 公営住宅が住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧住宅令第6条第5項第2号に規定する金額

エ ア、イ及びウに掲げる場合以外の場合 旧住宅令第6条第5項第3号に規定す

る金額 」

と、同条中

- 「 ア その者が身体障害者である場合その他の住宅令第6条第4項第1号及び第2号に規定する場合 改良令第12条の規定により読み替えて準用される住宅令第6条第5項第1号に規定する金額
イ 住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額
ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 改良令第12条の規定により読み替えて準用される住宅令第6条第5項第2号に規定する金額 」

とあるのは

- 「 ア その者が身体障害者である場合その他の旧住宅令第6条第4項第1号及び第2号に規定する場合 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第5条の規定による改正前の改良令（以下「旧改良令」という。）第12条の規定により読み替えて準用される旧住宅令第6条第5項第1号に規定する金額
イ 旧住宅令第6条第4項第3号に規定する場合 知事が別に定める金額
ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧改良令第12条の規定により読み替えて準用される旧住宅令第6条第5項第2号に規定する金額 」

とする。

4 平成25年3月31日までの間は、新条例第8条の3第2項の規定の適用については、同項中「第6号まで」とあるのは、「第6号まで並びに神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第32号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の神奈川県県営住宅条例第6条第1項第2号」とする。

附 則（平成25年1月11日条例第39号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第22条第3項ただし書（第52条第2項及び第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にされた還付の請求について適用し、同日前にされた還付の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月4日条例第82号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月22日条例第101号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年7月15日条例第48号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月20日条例第76号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第7条第4項の改正規定は公布の日から、第2条第1号の改正規定は平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第32号抄）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成30年3月30日条例第40号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条の2第1項及び第4項並びに第65条の3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に神奈川県県営住宅条例第32条第1項又は第2項の規定により収入が超過している者として認定されている者で、同条例第19条第2項の規定により認定された平成29年度の収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）が改正後の第6条第1項第1号に定める金額を超えないこととなる者に係る同年度の家賃の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月24日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 県営住宅の入居者の連帯保証人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該連帯保証債務は、免除する。

- (1) 死亡
 - (2) 所在が不明になったとき。
 - (3) 後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは保証をすることにつき補助人の同意を得ることを要する旨の審判を受けたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (4) 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情が生じたとき。

- 3 県営住宅の入居者の連帯保証人に係るこの条例による改正前の神奈川県県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第14条第3項の規定は、なおその効力を有する。

- 4 県営住宅の入居者の連帯保証人に係る旧条例第14条第4項の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月17日条例第64号）

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第24号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日条例第39号）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に神奈川県県営住宅条例第32条第1項又は第2項の規定により収入が超過

している者として認定されている者で、同条例第19条第2項の規定により認定された令和7年度の収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）が改正後の第6条第1項第1号に定める金額を超えないこととなる者に係る同年度の家賃の額については、なお従前の例による。